

## 競争入札設計図書等に関する回答書

令和7年1月20日

福島県北建設事務所長 吉田 伸明

工 事 番 号	第 24-41310-0218 号
工 事 名	道路橋りょう整備（地活）工事（橋梁上部）
質 問 事 項	
<p>1. 工期の延長・繰り越しは可能でしょうか。</p> <p>2. T9551 処分料（中間処理）廃プラスチック類について、候補に「中間処理 廃プラスチック類」と「中間処理 廃プラスチック類 土木シート・フレコン」がありますが、前者を用いて積算されているという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>3. 鋼材単価算出表において、CT 形鋼は割増及びスクラップ控除も計算されているのでしょうか。</p> <p>4. F0690 成形目地材 厚 5mm×幅 35mm 及び F0691 成形目地材 厚 5mm×幅 30mm について、「ゼロシール SS テープ」もしくは「ボンドテープ」のどちらで積算されているのでしょうか。</p> <p>5. F0530 養生マットについて、積算上採用されている製品名・規格をご教示願います。</p> <p>6. A2 橋台背面側にトラッククレーン等の大型の重機は進入可能でしょうか。</p> <p>7. 養生マットについて、採用単価表の該当ページには複数の種類が掲載されております。当初想定されている材料の品名、規格をご教示願います。</p> <p>8. 成形目地材（5 mm×35 mm・5 mm×30 mm）について、採用単価表の該当ページには複数の種類が掲載されております。当初想定されている材料の品名、規格をご教示願います。</p> <p>9. 平鋼（SS400 100×4.5）について、採用単価表には 100×4.5 の記載がございません。採用単価表 No.1 の 13 行目に 50×4.5 の記載がございますが、本工事では 50×4.5 の単価を準用されているという考えでよろしいでしょうか。ご教示願います。</p> <p>10. K2516 クローラクレーン賃料について、採用されている県単価は月単位での単価となるため保証日数で割り戻す必要があります。単価を割り戻した際に単価をまるめを行い、4 週 8 休の補正を掛けているのでしょうか。または単価を割り戻した後に 4 週 8 休補正を掛けてまるめを行っているのでしょうか。単価のまるめ方についてご教示願います。</p> <p>11. 銘板工における橋歴板について、橋名板と同じ代価表を使用しているため橋名板の単価（TM725）となっております。設計変更の対象となるのでしょうか。ご教示願います。</p> <p>12. CT 形鋼の単価算定方法について、従来は鋼材単価算出表上部に記載されている「CT 形鋼については基準Ⅲ編による」算定方法で割増しとスクラップ控除は行わない方法でした。しかし、今回の鋼材単価算出表を確認しますと 12%割増しとスクラップ控除を考慮しているように見受けられます。本工事においては従来通りではなく、鋼材単価算出表のとおり算定している考えでよろしいでしょうか。ご教示願います。</p> <p>13. 鋼材、購入品の等の納期が長期化した場合には納期の延伸は可能でしょうか。ご教示願います。</p> <p>14. 現場着手可能時期はいつ頃になりますでしょうか。ご教示願います。</p> <p>15. 現場施工時に非出水期以外の制限がありましたらご指示願います。</p> <p>16. 現場施工時に同時施工となる関連工事がありましたらご教示願います。</p>	

## 回 答 事 項

1. 福島県工事請負契約約款第 22 条（受注者の請求による工期の延長）に基づき、受注者の責めに帰すことができない事由により、工期内に工事を完了することができないときは、協議の対象とします。
2. 土木シート・フレコンで積算しております。
3. C T形鋼は割増とスクラップ控除は行わず算出すべきところ、他の鋼材と同様に割増とスクラップ控除を行い算出していたため、修正を行いました。このことにより、鋼材単価算出表を修正しましたので、電子閲覧システムの閲覧図書 (suuryou. pdf) をご確認ください。
4. 成形目地材の厚 5mm×幅 35mm 及び厚 5mm×幅 30mm は、どちらもボンドテープで積算しております。
5. 養生マットは、トヨマット #10 の幅 1.0m×長さ 30m×厚 10mm で積算しております。
6. A2 橋台側に重機は進入できますが、今後発注する道路改良工事と施工時期が重複するため、A2 橋台側からの施工は考えておりません。
7. 5 と同様。
8. 4 と同様。
9. 平鋼 (SS400 100×4.5) については、平鋼 (SS400 50×4.5) の単価を準用しております。
10. 月単位の単価に 4 週 8 休の補正を行った後、保証日数で割り戻し、小数点以下を切り捨てています。
11. 橋歴板工において、材料単価を橋名板から橋歴板に置き換えて積算すべきところ、単価を置き換えずに積算していたため、修正を行いました。このことにより、施工内訳表を修正しましたので、電子閲覧システムの閲覧図書 (kinnuki002. xlsx) をご確認ください。
12. 3 と同様。
13. 1 と同様
14. 堤内地での作業は、令和 7 年 4 月から現場着手が可能ですが、堤外地での作業は、出水期（6 月～10 月）後の 11 月 1 日以降の現場着手となります。
15. A2 橋台側においては、道路改良工事と施工時期が重複するため、調整が必要となります。
16. A2 橋台側の道路改良工事が、同時期に施工する関連工事となります。